

# 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

平成 26 年 10 月 9 日 午後 3 時 00 分

東京証券会館 5 階 第 3 会議室

日 本 証 券 業 協 会

## 議 案

- 上場株券等の取引所外売買の誤報告への対応について

以 上

日証協（エ）26 第 128 号  
平成 26 年 10 月 6 日

内部管理統括責任者 殿

日本証券業協会  
副会長 大久保 良夫

### 上場株券等の取引所外売買の正確な報告の徹底について

ご高承のとおり、会員が行う上場株券等の取引所金融商品市場外での売買（以下「取引所外売買」といいます。）については、証券市場全体の取引の公正性・透明性を高める観点から、売買価格等の情報の報告・集中・公表が求められており、金融商品取引法令及び本協会規則に基づき、会員は原則として売買成立後 5 分以内に（訂正がある場合は速やかに）本協会に報告を行い、本協会はこれを公表することとされています。

今般、一の会員により行われた多数の銘柄の取引所外売買に関し、約定数量が著しく過大となる内容の報告が誤って行われたほか、約定価格についても誤った報告が行われました。これらの報告は、その後、誤りであることが判明したため、それらの取消しと改めて正しい内容での報告が行われましたが、これにより、一定時間、誤った情報が市場参加者に提供される事態が発生いたしました。

このような誤った内容の報告は、誤りの内容の軽重にかかわらず、証券市場の価格形成や市場参加者の投資行動に影響を与えかねず、特に重大な誤りがあった場合、証券市場全体の信頼性が著しく損なわれる可能性があります。

つきましては、会員各位におかれましては、取引所外売買の報告に係る正確性を確保するためのシステム及びチェック等の態勢について十分に確認するとともに、当該報告を正確な内容にて行っていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

また、報告内容に誤りがあった場合には、速やかに当該報告内容の訂正又は取消しを行う（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 8 条又は第 12 条）とともに、大きな誤りがあるなど異例の事態が生じた場合には、直ちに本協会の下記電話番号まで電話で御一報下さいますよう、併せてお願い申し上げます。

以 上

○ 本通知に関するお問い合わせ先：

自主規制本部エクイティ市場部（市場監理担当）（Tel：03-3667-8481）

検討事項

1. 再発防止策

(1) 会員におけるもの

- ・ 報告の正確性を確保するためのシステム及びチェック等の体制整備
- ・ 報告前後における報告内容の十分なチェック

(2) 本協会におけるもの

- ・ 報告内容にハードリミットの機能を設定することなど報告・公表システムに措置すべき仕組みの構築
- ・ 報告に係るオペレーション及び内部管理体制に係る自主規制やガイドラインの整備

(3) その他必要な対策

2. 異例の事態が発生した場合の方策

(1) 会員におけるもの

- ・ 当局及び本協会への経緯報告
- ・ 重大な誤報告があった場合の当該経緯等の公表

(2) 本協会におけるもの

- ・ 経緯の把握と公表内容等

(3) その他必要な措置

3. その他